

## 四万十町告示第 号

四万十町空き家家財道具等処分費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

四万十町長 中尾 博憲

### 四万十町空き家家財道具等処分費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町空き家家財道具等処分費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町は、空き家の活用及び移住定住の促進を図ることを目的とし、空き家の所有者が「空き家情報」に登録し活用するための荷物の整理、運搬及び処分に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内にある居住の用に供する建物で、概ね年間を通して居住及びその他の仕様がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 空き家情報 町が公開する「空き家情報」をいう。

(補助の要件等)

第4条 補助金の交付対象者、交付要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四万十町空き家家財道具等処分費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきと認めた時は、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 前条の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月20日のいずれか早い日まで、実績報告書（様式第3号）により、町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領し、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく、第7条及び第8条の規定による報告を行わなかったとき。
- (4) 誓約事項を遵守できなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助金交付対象者	空き家の所有者。ただし、規則第4条第3項に規定する排除措置対象者と認められるとき、又は町税等の滞納があるときは対象としない。
補助金交付要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 補助対象となる空き家は、本事業完了までに「空き家情報」登録の準備を行い、掲載完了後5年間は賃貸住宅として活用すること。 (2) 空き家の所有者は、町税等の滞納がないことを証明する書類を提出すること。 (3) 空き家の荷物の整理、運搬及び処分を業者に依頼する際は、必ず「一般廃棄物処分許可」を受けている業者に依頼することとし、原則として町内業者に発注すること。 (4) 既にこの要綱による補助金を受けて事業を実施したことのある同一の空き家でないこと。 (5) 国又は地方公共団体が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。 (6) 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅については、耐震改修が施されていること、又は耐震改修を予定していること。
補助対象経費	空き家の荷物の整理、運搬及び処分に要する経費
補助率	10分の10以内（1,000円未満の端数は切捨て）
補助限度額	100千円／戸

※1 同一地番内に複数の空き家がある場合は、空き家情報に掲載する物件を補助対象とする。

※2 リサイクル料金並びに、神棚及び仏壇の供養費は補助対象外とする。